第7回点検検証部会 議事録

- 1 日 時 令和元年6月20日(木)9:30~12:04
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者

【委員】

河井 啓希(部会長)、西郷 浩(部会長代理)、川﨑 茂、嶋﨑 尚子

【専門委員】

大西 浩史 (株式会社リアライズ代表取締役社長

一般社団法人日本データマネジメント・コンソーシアム理事兼事務局長)

川口 大司 (東京大学大学院経済学研究科教授)

西 美幸(アビームコンサルティング株式会社シニアマネージャー)

【審議協力者】

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、 国土交通省、埼玉県、東京都

【説明者】

厚生労働省労働基準局賃金課長

【事務局(総務省)】

平野大臣官房審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室:櫻川室長、永島次長、阿南次長、柴沼次長

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室:澤村統計審査官

4. 議 題

- (1) 重点審議(最低賃金に関する実態調査)について
- (2) 第1次再発防止策(案) について
- (3) その他

5. 議事録

○河井部会長 それでは、時間になりましたので、ただ今から第7回の点検検証部会を開催いたします。

本日は、一般統計調査の最低賃金に関する実態調査について、厚生労働省からのヒアリングを行います。続きまして、第1次再発防止策について、引き続き審議を行いたいと思います。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 事務局から資料の確認をさせていただきます。

まず、今ありました1つ目の議題、最低賃金に関する実態調査の関係で、資料が3点、

参考が 2 点あります。資料 1-1 として、横長の一斉点検により把握された問題等とその対応という資料。資料 1-2 として、タイトルが参考資料となっている資料ですが、横長のものがあります。それから縦長の資料ですが、資料 1-3 として、中央最低賃金審議会で使用された資料が付いております。それから資料 2 として、2 つ目の議題、第 1 次再発防止策の案の資料が、縦長の少し厚いものですが、付いております。それから、1 つ目の議題の参考ということで、参考 1 と参考 2 として、書面調査の回答と、その最低賃金に関する調査の調査票が添付しております。不足等あれば教えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

以上です。

○河井部会長 それでは、議事に入ります。最低賃金に関する実態調査については、一般 統計調査の一斉点検において、母集団の復元処理を行っていないことが明らかになった調査です。確認の結果、利活用上、重大な影響は認められなかったものの、復元推計という 基本的で重要な作業をしておらず、統計に関する基本的な知識や意識が低い中で実施がされている調査であるということが明らかになったことから、重点審査の対象とすることと いたしました。

5月の部会では、復元推計の問題のみを議論いたしましたが、本調査は、一斉点検において、ほかの問題も見つかっておりますので、問題の内容と改善に向けた対応方針について説明していただきたいと思います。本調査は、毎年の最低賃金決定スケジュールとの関係で、毎年6月の状況を把握する必要があるため、総務省に相談の上で、一斉点検で確認された問題のうち一部については、いわば応急措置的な対応として、可能な限りの見直しを行い、調査計画の変更承認を受けた上で現在実施中とのことです。その上で、今年の調査結果も踏まえ、引き続き、標本設計における産業間の比率の妥当性など、来年度以降の調査に向けた更なる見直しについて検討される予定と承知しております。本部会では、この更なる見直しに先立って、統計技術的な観点から留意すべき点などを御審議いただきたいと思います。

また、一斉点検で確認されたものとは別に、総務省において先ほどの計画変更の審査を 行っている中で確認された問題も幾つかあるようなので、そちらについても問題の内容と 改善に向けた対応方針を御説明いただき、御審議いただきたいと思います。

それでは、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

〇五百旗頭厚生労働省労働基準局賃金課長 厚生労働省労働基準局賃金課長の五百旗頭と申します。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、一般統計調査の自己点検を契機といたしまして、最低賃金に関する実態調査に おいて不適切な取り扱いが確認されましたことを、心よりおわびを申し上げます。

これより資料に沿って説明を差し上げます。まず資料1-1及び参考資料として資料1-2をお手元に置いていただきながら、説明を聞いていただければと存じます。

まず資料1-1の2ページを御覧ください。最低賃金に関する実態調査は、賃金改定状況調査と最低賃金に関する基礎調査の2つの調査から構成され、最低賃金審議会、具体的には中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会から成りますが、ここにおいて、最低賃

金の決定等の審議を行う際の参考とするため、中小零細企業の労働者について賃金の引き上げ、引き下げ状況等を調査するものです。

実際の最低賃金の審議では、資料に記載しているような名目GDP、消費者物価指数、 有効求人倍率など、様々なデータを審議会に報告いたしまして、公労使で御議論をいただいているところであり、最低賃金の改定の目安や引き上げ額は、本調査の結果のみならず、 これらのデータや調査を総合的に勘案しまして、公労使で審議し、決定されております。

最低賃金額は毎年見直しが行われており、その手順を資料にお示ししております。例年7月から8月に、厚生労働省本省に設置されます中央最低賃金審議会において、全都道府県の最低賃金改定額の目安について審議をいたします。この審議に際して賃金改定状況調査が活用され、後ほど説明いたしますが、特に第4表が重要度の高いものとして活用をされています。目安額を基に、各都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会において、都道府県ごとの最低賃金額の審議が行われ、改定後の最低賃金額は、10月をめどに発効となります。地方最低賃金審議会では、最低賃金に関する基礎調査が活用されています。

この全体のスケジュールの中で、調査がどのように行われているかにつきましては、参 考資料1-2の1ページを御覧いただきたいと思います。

賃金改定状況調査は、例年7月の最低賃金の目安額を審議する中央最低賃金審議会に調査結果を提出する必要があります。特に前年6月と当年6月を比較して、労働者の賃金がどの程度上昇したかを見る第4表は、重要な指標として取り扱われております。

6月の状況を比較しておりますのは、中小企業においては6月から春闘を踏まえた賃金とされることが多いために、その年の春闘を経た賃金改定の状況を見るには、6月の状況を把握することが重要となってくるためであります。このため、調査票の回収、点検、データ化及び集計作業を1カ月程度というタイトなスケジュールの中で実施をしているところです。

次に、資料 1-1 の 3 ページにお戻りいただきたいと思います。平成 30 年調査の概要について説明をいたします。

なお、後ほど説明をいたしますが、平成30年調査は、調査計画と調査実務とに齟齬がありまして、こちらで記載している内容は、調査実務に基づく概要となっておりますので、あらかじめ御承知おきください。

項目一つ一つの説明は省略いたしますが、後ほどの説明に関連する点についてピックアップをして説明を差し上げます。

2つ目の丸の集計事業所及び集計労働者数を御覧ください。約2万事業所に配布し、約4,000 事業所分の回答を回収しておりますが、集計に当たっては、4つ目の丸の調査事業所数の割合にありますとおり、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、その他のサービス業の割合が6:3:1:1:2となるように、約4,000の集計事業所を選定しておりました。

これに関連いたしまして、参考資料1-2の1ページの中段を御覧ください。先ほど御覧いただいた資料の2です。

本調査は、最低賃金の審議に資する調査結果を得ることを目的としておりますので、賃金改定状況調査については、中央最低賃金審議会での議論も踏まえて、産業比率等の調査設計を定めております。この調査は、昭和53年から開始をしており、過去の審議会資料によれば、少なくとも昭和56年には、この比率で行うことが定まっていたようであります。どのような議論で、この調査の対象産業や産業比率が定まったかの正確なところは今では分かりませんが、推察いたしますに、調査規模が限られる中、最低賃金近傍の労働者が多いと思われる業種をより正確に捉えるためには、調査対象産業を一定に絞る必要があったと思われることと、賃上げの牽引産業である製造業の状況をより正確に捉えたいといった審議会委員のニーズがあり、定めたものではないかと考えております。

次に、資料1-1の4ページで説明を差し上げます。こちらは平成30年の最低賃金に関する実態調査の実施体制をお示ししております。賃金改定状況調査では、調査票は都道府県労働局で配布・回収を行い、集計については民間事業者にパンチ入力、集計の委託を行っておりましたが、統計表のうち第4表については、職員みずからが集計をしております。

最低賃金に関する基礎調査では、都道府県労働局で調査票を回収し、民間事業者から納品される調査票データを委託業者が作成した集計ツールを用いて都道府県労働局で集計していました。

次に、2の一斉点検により把握された問題点等とその対応について説明をいたします。 6ページを御覧ください。大きく分けて2つのカテゴリーの課題があります。

まずは、1つ目の復元集計について、7ページ以降で説明を差し上げます。

まず、事案の概要です。賃金改定状況調査の統計表は、第1表から第4表まであります。 統計表のうち、復元集計されてきた第4表の労働者の賃金上昇率のデータは、中央最低賃 金審議会の答申においても言及されるなど、重要な指標として取り扱われています。これ とは別に、賃金の引き上げ、引き下げを行った事業所の割合などを実数集計してきた第1 表から第3表については、中央最低賃金審議会において、事業所の賃金改定動向のトレン ドを把握するためのデータという位置付けで活用されております。

この復元を行わない取り扱いはいつから行われていたのかについては、はっきりとは確認できませんでしたが、恐らく長期間、同様の取り扱いがなされてきたものと考えております。

第1表から第3表について復元していなかった原因は、②にありますとおり、認識が不十分であったということに尽きるものかと思っておりますが、その周辺事情として、この調査の特徴が関係すると考えておりまして、その点を説明いたします。

本調査は、1にありますとおり、スケジュールがタイトで、先ほど参考資料の1ページで説明したとおり、調査票の回収、点検、データ化及び集計作業を1カ月程度で実施する必要があります。このようなスケジュールで作業を行うに当たって、賃金改定動向のトレンドを把握するという位置付けの第1表から第3表については、集計に係る事務負担を軽減する観点から、復元しないという取り扱いがされていたと考えています。

ただ、②に記載しているように、このようなスケジュールにあっても、技術的な集計能力の向上に伴い、今ではエクセルでも比較的短時間で復元集計を行えるようになっていま

すので、調査結果の精度向上の必要性について十分に意識をしていましたならば、途中で 見直しを行うこともできたものと考えられますが、そうした認識が不十分である中、調査 の継続性を重視してきた結果、第1表から第3表について復元処理をしない取り扱いが継 続されてきたものと考えております。

次に、8ページを御覧ください。この課題に係る対応ですが、平成30年調査について復元を行った集計値を、本年5月14日に公表いたしました。また、令和元年以降の調査では、第1表から第3表についても復元を行った集計値を公表するとともに、集計作業に当たっては適切に作業が行われているかを複数職員によって確認を必ず行うことといたします。

復元集計の主な結果は、下の囲みの1つ目の丸に記載しているとおりです。

復元方法は、2つ目の丸に記載のとおり、都道府県、産業、事業所規模ごとに、母集団 事業所数と集計事業所数の客数を復元倍率として復元を行っています。

復元の有無に係る影響ですが、先ほど2ページで説明いたしましたとおり、最低賃金は本調査の結果のみならず、名目GDP、消費者物価指数、有効求人倍率など、様々なデータや要素を総合的に勘案しまして、公労使で審議し、決定及び改正がなされていることから、最低賃金の水準に影響はありません。

5月14日の中央最低賃金審議会に復元後の数値とともに報告いたしました際、この点について御了承をいただいたところです。

中央最低賃金審議会で該当する部分の議事録を参考資料の2ページに記載しております ので、後ほど御参照いただければと存じます。

続きまして、9ページ目を御覧ください。復元集計以外の事項で、そのほか計画どおり に実施されていなかったものについて記載をしております。

まず、賃金改定状況調査において、報告を求める者の数が、承認された調査計画の約1 万と調査実務の約2万で齟齬であったという事案です。

これは、原因に記載のありますとおり、冒頭に平成30年調査の概要で説明いたしました、製造業に厚い6:3:1:1:2という特定の比率での集計事業所数を確保するために、報告を求めるものの数を増やしておりましたが、そのために必要な調査計画の変更の手続が行われていなかったものです。

対応としましては、実態に合わせつつ、回答者負担の軽減も考慮いたしまして調査計画を変更し、1万6,000事業所に報告を求めることといたしました。既に今年の調査では、この規模での調査票の発送を行っているところです。

併せて特定の比率で集計事業所を選定することにつきましては、令和元年調査ではこれを改め、集計期限までに回収できた調査票を全て集計することといたしました。ただし、調査の継続性も踏まえ、調査対象事業所の抽出に当たっては、従前の特定の比率を用いて行っております。

なお、来年度以降の調査におきましては、抽出に当たって特定の比率を用いることの妥当性から検討する必要があると考えておりまして、今年度調査の実施結果や最低賃金審議会での議論も踏まえて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に 10 ページを御覧ください。報告を求めるものの数のほかに、調査計画と調査実務で

齟齬のあった事項が、資料のあるとおり、母集団情報から公表までの4点ありました。

公表以外の事項については、母集団情報の新しいものを使用するなどの変更について、 必要な調査変更手続を怠っていたこと、また公表については、地方最低賃金審議会の資料 として調査結果を提出していたことから、ホームページに調査結果を掲載する必要性の認 識を欠いていたことが原因です。

公表以外の事項については、実務に併せて調査計画を変更済みであり、公表については、 平成30年以降の調査結果を今後e-Statに掲載することとしております。

調査計画の変更については、参考資料の3ページに記載がありますので、必要に応じて 御参照いただければと存じます。

続きまして、11ページを御覧ください。一斉点検により把握した問題は以上でありますが、このたび調査計画の変更に当たって総務省に審査をしていただきましたが、その中で 指摘された点について御報告をいたします。

1つ目は、集計項目・集計データについてです。調査を行っているものの労働者の勤続年数など、集計・公表していない項目があり、これらの項目の取り扱いについて、どのように対応するのかという指摘を受けております。

また、賃金改定状況調査については、9ページで説明したことの再掲となりますが、特定の比率で抽出することの妥当性の検討について指摘を受けております。

これらについては、来年度以降の調査計画に向けて、今年度の調査実施計画や最低賃金 審議会委員の意見を踏まえつつ、対応について検討をしてまいります。

次に、集計方法について、最低賃金に関する基礎調査では、各都道府県の地方最低賃金審議会での必要により、事業所数に基づく復元集計と労働者数に基づく復元集計が使われておりますが、e-Statへの掲載に当たっては、労働者数に基づく復元集計を使って、復元方法を統一したものとして公表をいたします。

さらに、昨年までの調査計画につきましては、調査票データの保存期間を1年としておりましたが、都道府県労働局が集計を行う最低賃金に関する基礎調査のデータも含め、厚生労働省本省で保存するよう御指摘をいただいております。

こちらについては調査計画を変更し、本年以降の調査については常用保存として、本省において保存を行うことといたしました。

最後になりますが、このたび把握しました課題、問題を踏まえた今年度調査の実施体制を参考資料の4ページにまとめておりますので、必要に応じて御参照ください。

なお、引き続き非常にタイトなスケジュールで調査を実施することとなるため、本年の 実施状況も踏まえながら、来年度以降については、例えば調査票のチェックを外注するな ど、安定的に業務が実施できるような体制整備についても、併せて変更、検討を行ってい きたいと考えております。

説明は以上となります。今後とも適正な調査の実施に向けて、関係者と連携をしながら、必要な改善を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 〇河井部会長 ありがとうございました。 論点がやや多いので、区切って審議をさせていただければと思います。 まず、資料1-1の1ページから4ページにかけて調査の概要に ついて書かれておりますが、まず、この点につきまして御意見とか、こうした方がいいと かという、あるいは御質問ありましたら、よろしくお願いいたします。西郷委員。

○西郷部会長代理 最初に確認をさせていただきたいことなのですが、私の質問は専ら統計ないしは統計学的な観点からの質問ということになります。 3ページにある調査の概要ですが、一番大切なことが書かれていないような気がするのです。すなわち、この調査の目的って何なのかというのが書かれていない。

先ほどの御説明では、中央最低審議会に、その場での議論に必要なデータを提供することである、資料を提供することであるということだったのですが、そういう説明ではなくて、そもそもこの統計が、あるいはこの統計調査が何の目的のために行われているのか。

例えば、最低賃金の最小値と最大値を見つけることが目的であるということであったとすると、多分、調査地域の選び方からすると、そういうこともあり得るのかなと思って、そういう質問しているのですが、もしそういうことが目的であったとすると、別に復元の集計というのはする必要がなくて、最低値と最大値が見つかれば、それで、その間が詰まってくれば、その最低賃金のばらつきは縮まってきているということが分かるので、あまり普通の統計調査ではないような目的にはなりますが、そういう目的もあり得るとは思うのです。なので、もしそうであるとすれば、今回、点検の対象となった最初の復元をしていないということは特に問題とはならないという結論になり得ると思うのです。

ともかく、この統計調査の、そもそも何を調べようとしているのかということが分からないと、ここから先の議論ができないような気がするのですが、それについて御説明をお願いしたいと思います。

- ○河井部会長 お願いいたします。
- **○五百旗頭厚生労働省労働基準局賃金課長** まず、この調査計画に記載をしております調査の目的といたしましては、中小零細企業または事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握して、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的とするということで、先ほどの説明の中でも言及したような、大くくりの政策的な観点からの目的というものを掲げているところです。

そして、この目的のもとで、実際の審議の中で重要な指標として用いられてきましたのが、7ページにあります第4表の労働者の賃金上昇率でありまして、最低賃金の額につきましての説明でも申し上げましたように、特定の指標に連動して定めるものではなく、様々なデータを基に、経済状況や賃金の改定状況を見ながら、最終的に公労使の三者で決定をするということではありますが、直接的に直近6月までの1年間において、労働者の賃金がどのぐらい上がったのかは非常に重要な数値であるということで、この第4表で捉えているデータを非常に重視して活用をしていたというものです。ここについては復元集計もしていたところですが、それ以外の第1表から第3表については、トレンドを見るというもので賃金の引き上げ、引き下げを行った事業所の割合だとか、平均賃金の引き上げ率、引き下げ率だとか、そういったようなものを調査として公表してきたというところです。

- ○西郷部会長代理 では、続けてよろしいですか。
- ○河井部会長 はい、どうぞ。

○西郷部会長代理 御説明ありがとうございました。そうすると、今の調査目的に照らして、3ページ目の一番上に書いてある調査対象地域というのが、県庁所在地と、それから人口5万人未満のところに集中していて、それ以外のところは調査対象としていないわけですよね。調査目的に照らして、県庁所在地は、規模の大きい市が多いと思いますので、賃金も比較的高目のところが集まっていると思いますし、人口5万人未満というのは小さい市ですので、賃金も恐らくは低いところが多いのではないかというのは直感だと思いますが、それ以外のところは調べていないわけですよね。

そうすると、先ほど御説明のあった調査目的、賃金の変化であるとか、そういうものを 調べるという観点から見たときに、比較的規模の大きいところと、それから比較的規模の 小さいところだけに注目するという設計は、どういう合理性を持つのですか。

○宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任) こちらに ついても、過去からこのような設計で行っておりまして、当初どういう考えでこういう設計になったかというのは、はっきりと確認できるものはないので、やはり推察での話になってしまうのですが、今おっしゃっていただいたように、賃金が比較的低いと思われる規模の小さいところで、最低賃金近傍で働いている方の実態をより知りたいということで、このように今設計されているものと考えられます。こちらにつきましても、今後、説明の中でもありました産業比率6:3:1:1:2とも併せまして、来年度以降の調査については、適切な形がどのようなものかというところは検討してまいりたいと考えております。 ○西郷部会長代理 かなりしつこい質問をしているような感じもするのですが。ただ、これも目的によって、母集団の部分のどこをターゲットにするのかというのは決まってくるような気もするのです。私、先ほど最低賃金の最小値と最大値を探すことが目的なのか、そういうことが目的なのだろうかという質問させていただいたのですが、ここの部分を見ると、対象地域が比較的賃金の高いところと低いところに集中して行われているというふうになると、何かそういうことも目的の一つで、真ん中辺の賃金が中程度のところのばらつきとかそういうことは、あまり関心がないのかなと思ったのでね。

ただ、先ほどの調査目的からすると、何か中抜きする理由は特になかったような気もするので、もし見直すということであれば、本当に調査対象地域全体を見直すところからやらないと、何か統計としての体系がなかなか成り立たないのかなという感じもしてきているのですが。そんなに大手術まで視野に入れるようなものなのかどうか。すみません、半分ぐらい感想になっているのですが。

- **〇永島総務省統計委員会担当室次長** 関連してよろしいですか。
- ○河井部会長 はい。
- ○永島総務省統計委員会担当室次長 すみません、事務局から。今のお話に関連すると思いますが、御説明がなかったので、半分お聞きしたいということですが、資料1-1の3ページ、4つ目の丸の調査事業所数の割合の産業別というところになお書きがありまして、地方小都市の区域においては製造業のみを集計事業所としたということで、ほかの産業はとらない様に読める記述があります。そうすると、県庁所在市をとっているのは、産業別のいろいろなデータをとりたいからとっているのかなとも読めるものですから、このあた

り、設計思想その他、実態を御説明いただきたいと思います。

○宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任) こちらも はっきりと、どのような考えでというところが確認できるものがないので、やはり推察に なってしまうのですが。今おっしゃっていただいたことも一つ考えられるところではあるのですが、はっきりとそうだと言い切れるものではありません。

調査区域と区域における対象とする産業についても、今後、この場でいただいた御意見や、今後の中央最低賃金審議会でも、何を知りたいのかというところから、議論いただきながら検討してまいりたいと思っております。

- ○河井部会長 ほかに何か。
- O川崎委員 では、よろしいですか。
- 〇河井部会長 はい、川﨑委員。
- ○川崎委員 今の西郷委員の疑問を私も全く同感ですが、是非この後、可能でしたら、その最低賃金審議会のメンバーの方にも、何が知りたいのか、何が役に立つのかというのを具体的に聞いてみていただきたいと思うのです。何がというと抽象的ですが、例えば平均値が知りたいのか、典型値が知りたいのか、それとも最低か最高かとか。それからレベルを知りたいのか、それとも変化率を知りたいのかで、それで違うわけですよね。だから、何の目的でこの調査やりますかと漠然と聞くと答えが返ってこないのですが、今言ったような具体例を示しながら、どういう指標が欲しいのかという聞き方をされたら、もう少しこの調査の設計がしやすくなるのではないかと思うので、是非、私はそうしていただいたらという気がしました。

その上で、また今の 3ページ目の 1 番目の調査対象地域の次のところに、少し私は疑問があって、お尋ねするのですが。 2 万事業所を抽出して 4,000 事業所を集計というのですが、この 4,000 というのは、たまたま回答があったものなのか、どのようになっているのでしょうか。また、20%ぐらいの回答ということになるわけでしょうか。そうすると、督促はどのようにしているのだろうか、回答があったところは何か特に特徴があるのだろうかとかいうことがあるのですが。これは、2 万から 4,000 になるのは、どういう状況で数が減ってくるのか、どのように選ばれているのか、それを教えていただきたいと思うのですが。

○宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任) 2万事業所は、平成30年の調査の話になりますが、各都道府県労働局が調査対象事業所に調査票の発送、回収を行い、都道府県労働局が必要な督促を電話で行っておりました。集計する4,000事業所ですが、こちら、調査の同じページの説明でもありましたが、4つ目の丸の、例えば産業別の比率ですと、製造業から始まって6:3:1:1:2で、この比率で4,000事業所分を集計しましょうという形でやっておりましたので、各都道府県労働局に順次回答がありまして、製造業なら製造業で必要な数が集まったところで、製造業としての集計調査票はそこで決めましてというような形なので、早く返ってきたところから4,000事業所分を、この6:3:1:1:2の割合になるような形で集計をしていったというものです。

今お話のありました、早く返ってきたところ、特徴があるところというのは、はっきり と分析しているわけではありません。

また、こちらにつきましても、説明の中でもありましたが、今年度につきましては、4,000で線を引くことはやめまして、集計期限までに回収できたものは全て集計いたします。 したがって、6:3:1:1:2という集計事業所の割合というのも、返ってきたものによって、当然その比率はぶれることになりますので、今年度調査につきましては、多少そこの部分は変わってくるというところがあります。

また、繰り返しになりますが、来年度以降については、産業比率6:3:1:1:2の 妥当性も含めて検討してまいりたいと考えております。

- **〇川﨑委員** はい、分かりました。
- 〇川口専門委員 すみません。
- ○河井部会長 はい、川口専門委員。
- **〇川口専門委員** 調査についての、このやり方についての質問ですが、事業所はランダムサンプリングされて、その中の労働者に関しては全員を聞くという形になっているということでよろしいですか。
- **〇宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任)** そうです。 調査した事業所については、所属する労働者については全て回答いただく形になっており ます。
- 〇河井部会長 嶋﨑委員。
- 〇嶋崎委員 同じく調査方法について確認です。各都道府県で回収し、目標数に達した以降に回収された調査票は、そのまま、各都道府県に放置されることに実質なっているのでしょうか。
- **○宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任)** 現状としましては、やはり7月の審議会で結果を報告するため、そこに間に合わせなければいけないという事情もありました。多分、どの調査でもあることかとは思いますが、集計期限に間に合わなかったものについては、結果には反映できていないというものはあります。
- ○嶋崎委員 そうではなく、期限内でも既に目標数に達した場合には、それ以降の回収票 が分析の対象にならないと理解したのですが、その場合の該当する回収票について、どのような扱いなのでしょうか。
- **○宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任)** 正確にこのようなものがありましたということは確認していないので、お答えできないのですが、 去年までのやり方であれば、おっしゃるとおり、理論上は、期限内であっても、回答があった調査票で、必要数にもう達したから使わないというところはあり得るような設計となっておりました。
- **〇嶋崎委員** 反対に、回収数目標に達しないので、督促するといったことは、各都道府県で努力してやっていたというのが現状なのでしょうか。
- **〇宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任)** そうです。 各都道府県労働局で、必要な数に達しなければ督促もやっておりました。

○河井部会長 ほかにいかが。川﨑委員。

○川崎委員 もう1回、標本の選び方について教えていただきたいのですが。 2万事業所を選ぶというのは、それで一応、前提として理解したとして、県庁所在都市と人口5万のところ、どういう割合で配分するのかなとか、それから産業別に6:3:1:1:2というのは、これ、産業ごとに抽出率を変えているということなのでしょうね。母集団というか、2万事業所のところも6:3:1:1:2となるようにして、回収してくると、今度は6:3:1:1:2で返ってこないことが結構あるから、返ってくるところも6:3:1:1:2になるように、合わせて待って集計すると、そういう意味ですか。

○宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任) まず調査 票の発送ですが、各都道府県労働局から発送を平成 30 年まではやっておりまして、それぞれ産業ごとに回収率に微妙に違いはありますので、必要な数が確保できる数で配分して発送していました。実際、産業別の発送数を平成 30 年のところで見ますと、おおむね 6:3:1:1:2 と同じ割合では発送していましたが、比較的、飲食サービス業のところがほかの産業より回収率低いので、そこが少し多目だったため、正確に 6:3:1:1:2 とはなっていませんでしたが、おおむね 6:3:1:1:2 という形になっておりました。

回収して集計するときに、1%ぐらいはずれたりはしますが、おおむね6:3:1:1:2の産業構造での回収調査票のセットで集計作業を行っていたというような形になります。 〇川崎委員 感想、意見というか、提案のようなものですが。そうすると、例えば今、製造業と卸・小売が、どっちが母集団の従業者数で多いか考えてみると、多分、卸・小売の方が少し多いぐらいじゃないかと思いますし、それからサービス関係も当然それなりに多くなっているはずなので、この6:3:1:1:2というのは、かなりずれているだろうと思うので、抽出率という概念で考えていくと、産業別に多分、例えば卸・小売とか、あるいはサービス関係のところが随分低くなっていて、製造業だけ、ものすごい抽出率が高いということが起こっているかと思うので、それは実際にそういう調査を設計され、実施されるときに、担当の方は疑問持たれなかったのかなというのは素朴に不思議に思います。これは質問というか、感想です。

そういう抽出率のものすごいアンバランスが起こっているのではないかというのがあるので、そこは是非、あまりアンバランスが起こると、そもそも精度の問題にも響くので、 チェックされた方がよいかと思います。

それから、今、ここのところ、私を含め、いろいろ委員から御質問させていただいていますが、これだけ御質問があるというのは、結局、この調査がどういう設計になっているかという記述が、ものすごく曖昧な状態になっていることが最大の原因だと思うのです。これは統計委員会としての問題とかいうこと以前に、最低賃金審議会でこのデータ使われるときに、これがどういう性格のデータかを委員の方々がきちんと理解して利用されるのかどうかというのが非常に心配な気がします。

ですから、この後、調査を見直されるのでしたら、しっかりと、どういう設計になっているのかが、第三者が見て分かるような記述を整えていただきたいというのがお願いです。 以上です。

- **〇河井部会長** ありがとうございます。ほかにいかがですか。西専門委員、どうぞ。
- ○西専門委員 すみません、今の川崎委員のお話に少し関連してですが、毎年、調査を実施される前の企画の段階がどうなっているかをお聞きしたいと思いました。例えば標本をどのようにするかですとか、実査を始める前に、今年の調査をどうする、例えば標本の見直しをするのかどうかも御検討されるプロセスがあるかと思うのですが、省内で、そういったプロセスというのは明確に確立されているものが何かあるのでしょうか。
- **○宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任)** 設計に関するプロセスというのは、何かルール化といいますか、この時期には、これを考えましょうというものが決まっているものはありません。一方で最低賃金審議会での利用となるので、委員の方から何か調査に関して御意見があれば、審議会の場で検討していくというような形はとっております。

このため、審議会の方から調査についての設計ですとか企画のところで御意見がなければ、何か毎年このタイミングでこれを考えましょうというような仕組みにはなっていません。

○五百旗頭厚生労働省労働基準局賃金課長 補足をいたします。この調査の設計につきましては、中央最低賃金審議会のもとにあります目安制度のあり方に関する全員協議会というものが、おおむね5年に1回開催をされております。この協議会におきまして、どのようなデータを基に中央最低賃金審議会の議論を行うのかといったようなことを御議論いただきまして、その中のうちの一つである本調査については、さらに調査設計をどのようにしていくべきかについても御議論をいただいているところであります。

したがいまして、ここでいろいろな疑問点なども出されて、公労使三者で御議論をいただいて、そこで皆様の合意が得られたときに、この調査設計を変えるというプロセスに進んでいくことになっているところです。

先ほど川﨑委員から御感想がありましたように、この設計の仕方、産業構成がこれでよいのかということについても、過去御議論が正直あったところではありますが、どのような産業構成とするべきかということについては、まずは低賃金の方々が多い産業をコアとして見ていこうということについては皆様合意ということですが、それでは、その割合をどのようにしていこうかということについては、最終的な合意に至ることができず、調査の継続性を保つという観点から、これまで具体的な変更に至らず、実施をしてきたというような経緯です。

○西専門委員 ありがとうございます。すみません、今御回答いただいた件で、私も少し感想にはなってしまうのですが、恐らく毎年の見直しの契機が、中央賃金審議会での議論の結果等が中心と理解をいたしましたが、審議会の方で議論されている各種指標というのも、2ページに記載していただいているとおり、非常に多い中での指摘事項と理解をしております。ですので、この皆様がやっていただいている調査自体の中身の深いところまで恐らく議論が行っていない可能性も十分あると思っております。

ですので、このような標本の考え方ですとか、そういったことを見直すような研究会ですとか、他府省ではそういった事例があるとも伺っておりますので、そういう省内での毎

年の見直しの仕組みも御検討いただくとよいのではないかと思いました。

- ○河井部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。大西専門委員。
- ○大西専門委員 今、見直しの話が出て、比率の見直しの話もありましたが、最低賃金に関する実態調査の基礎調査票の方を見ると、真ん中ぐらいに労働者に関する事項があって、「1−1の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が 30 人以上の事業所では、労働者名簿などから特定の職種等の労働者に偏らないように 1 人置きに選んで記入してください」とあるのですが、「1 人置きに選ぶ」ってどういうことでしょうか。慣れていない企業の人だったら、正しく回答できると思いません。そもそも、この調査票自体が、昭和の時代から多分ほぼ見直されずに、運用されているのではないかと思いまして、過去には何らかの意味合いや必要性があったかもしれませんが、どんなデータをどう収集してアウトプットしたいかというところが多分、今の時代のニーズに追いついていないのではないか。何の説明もなく「家族手当を記入しなさい」となっていますが、家族手当と一口に言っても企業には様々な手当があるため、「一体どこまで含まれるのだろう」って回答する企業の担当者は悩んでしまいますし、この辺のところが、やはり、どうデータをとるのかというところを調査票から見直していかないと、実態がきちんと把握できないのではないかと思いますので、その辺の見直しも是非、しっかりされるといいのではないかと。これは意見として、アドバイスとして述べさせていただきました。
- ○河井部会長 ありがとうございます。ほか。どうぞ、川崎委員。
- ○川崎委員 確かに調査票を見ると、そういう気が私もしてきたのですが。もう1個、プランニングのというか、企画の段階でのお話をお聞きしたいのですが。こういうのは、賃金構造基本調査と実は調査自体、非常によく似た調査になっているわけですが、そういう賃金構造の統計の方、担当されているところと、いろいろ協議したり、あるいは、あちらの方がかなり大規模なことをやっているわけですから、ノウハウもあるわけでしょうが、アドバイスを求めたりとか、そういうことをされているのでしょうか。
- **○宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任)** そちらは 特段、現状は行っておりません。
- ○川崎委員 やはり、質問した趣旨は、やった方がいいですねということなので、是非、 省内のノウハウを活用された方がよいのではないかと思います。よろしくお願いします。
- ○河井部会長 それでは、川口専門委員。
- **〇川口専門委員** すみません、コメントなのですが、この調査の特徴の一つは、去年の6月の賃金も聞いていて、成長率が計算できて、それを審議の参考にしていらっしゃるということだと思うので、ここの今の調査内容の書き方だと、その特徴が分からないので、昨年の6月の所定内賃金等となどを足されると、この調査のやっている意義というのは明らかになるのではないかと思いました。
- **○河井部会長** そうですね。パネルにできないのだとしたら、そういうふうに調べていただけると、もっと正確な値が分かるので。
- **〇川口専門委員** 既に調べていらっしゃるのですね。
- 〇五百旗頭厚生労働省労働基準局賃金課長 はい。

○河井部会長 ありがとうございます。ほか、いかがですか。はい。

○川崎委員 企画についての、これは意見ですが。先ほどの西専門委員の御質問、私もそうだなと思いながら聞いたのですが、やはり企画をきちんとやらないと、でき上がったものは使い物にならなくなってしまうので、そこのところがかなり鍵だと思うのです。ただ、今のお話聞いていると、やはり最低賃金審議会の三者の合意の上でデータを作るところがあるので、なかなか事務方である厚生労働省としては動きにくいところがあるのかもしれないですが、そう言っていると何も動かないので、やはり合理的なものはこれだという線を自ら打ち出しながら、その三者に対して、このデータのとり方が一番望ましいですよというような調整の仕方をしていかないと、これって結局、結論が出ないと思うのです。どういうデータが望ましいかというのは、かなり技術的に物が言えるはずなので、それを、先ほどの西専門委員のように、省内で何か研究会をするなり、そういうことをやっていただいた方がいいのではないかと思いますので、是非それはやっていただけたらと思います。

いろいろ問題というか、意見というか、いろいろ我々の普通の統計を見ている経験からすると、違和感を覚えるところはたくさんあるので、そういう点ですね。我々の方からも意見を出しますし、是非、審議会の方で、更によりよい統計が集められるように検討をしていただければと思います。

先ほど西専門委員からもありましたが、検討のプロセスというのを作っていただいた方が、よりよい統計になるのではないかと思いますので、その点も御考慮いただければと思います。

それでは、まだ論点がありますので、そちらの方に移りたいと思いますが、資料の5ページから10ページです。一斉点検によって把握された問題の御説明をいただきましたが、こちらについて何か御意見とか御質問がありましたら、お願いいたします。こちらは対応していただいたことだと思いますが。

それでは、私から質問していいですか。まず8ページに復元の方法が書かれているのですが、ここでnijk分のNijk。これが倍率だと思うのですが、この倍率でi都道府県とj産業とk事業所規模と、この3つの層で層化して倍率が計算されているのですが、都道府県については、先ほどのお話を聞くと、県庁所在地と地方都市、それぞれ分けられているのですが、そこの層化というのをしなくてもよいのでしょうか。

- **○宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任)** こちらに つきましては、都道府県内で、先ほど説明したとおり、県庁所在都市とその他の都市とい うことで分けているのですが、母集団のところで、それぞれ、その他のところで必ずしも データが全てそろわないということもありまして、都道府県全体で、そこはくくり一つだけ、少し大きいという形ではあるのですが、そういった形で復元をしております。
- ○河井部会長 それって、やはり倍率がおかしいと思うのですけどね。抽出率が、その大都市と地方都市で違うので、それを一緒にしちゃうと、少し危険じゃないかなと思うのですが。
- 〇宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任) でも、こ

ちらについては、地方都市の方が製造業のところで、産業別に行っておりまして、製造業について。抽出率という意味では、必ずしも実務的には一定でない部分もあるかと思うのですが、もとのデータが必ずしもないというのもありまして、都道府県で、少し大くくりにはなってしまうのですが、やらせていただいているというのが現状になります。

- **〇永島総務省統計委員会担当室次長** 事務局からいいですか。すみません、先ほどもお聞きしたのですが。地方小都市のデータは、製造業以外の集計はしていないと書いてあったと思うのですが、今の御質問に照らすと、製造業以外の層では、都道府県県庁所在市のデータしか出てこないということになっていると思うのですが、その理解でよろしいですか。
- 〇宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任) そうです。
- **○永島総務省統計委員会担当室次長** なので、ほかの最後の層は多分、県庁市のデータしかない現状のようです。
- ○河井部会長 なるほど。ほか、どうですか。はい。
- ○西郷部会長代理 すみません。その復元集計というところの8ページに関してですが、 先ほども、同じ質問ばかりしているようになってしまうのですが。都道府県の中で全ての 市が選ばれているわけではないのですよね。県庁所在地と人口が5万人未満のところで、 それで復元集計といって、都道府県ないし1つの都道府県全体の復元がなされるというの が一体どういう意味を持つのか。要するに、人口5万人以上の市で県庁所在地じゃないと ころは入っていないということになるわけですよね。それで、これが、例えば東京都の平 均値ですとか、埼玉県の平均値ですといっても、その平均って一体どういう意味なのだろ うかというのが分からないのですが。
- **○宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任)** そこの部分が、御指摘のとおり、必ずしも、実際に県庁所在都市とその他の都市のところで、仮に回答の傾向というのが変わらなければ、調査対象のところにおける平均で、確かに復元するところが県全体になっているので、多少大き目というところはあるのですが、全体の傾向を把握するというところであれば、方法として多少、大くくりになっている部分は、御指摘のとおり、あるかと思いますが、全体の傾向を見るという観点からは、方法としては、このような方法もあるのではないかと考えております。
- ○西郷部会長代理 いや、例えば県庁所在市だけについて集計をして、別途5万人未満の市についてだけ集計して、両方とも並べるということであれば、まだ推計上の意味は分かりやすいような気もするのですが。そうではなくて、5万人以上で県庁所在市以外のところは調査がされていないという状況で、各都道府県の平均値という形で数値が公表される。今、様子が変わっていなければ、変化を見ることで何らかの情報は得られるはずだというのは確かにそうだとは思うのですが。その平均値そのものの意味というのは、非常に解釈しづらいのかなという感じはするのですが。これも感想ですので、特に回答を求めているわけではありません。
- 〇河井部会長 はい、川﨑委員。
- ○川崎委員 これも質問というよりも、ほとんど意見になるのですが、どうも今の西郷委員のお話を踏まえて考えますと、実は、この調査って郵送調査ですよね。だから、対象事

業所が県庁所在都市にあろうが、5万未満の市にあろうが、10万ぐらいの市にあろうが、全然、調査を行う上では、所在地に関係なくできるわけです。そうすると、この制約はやはり、どう考えても不合理なので、今後の方向として、所在地に関係なしに、例えば事業所の規模で30人未満は全部対象としますとやって設計していった方が合理的ではないかと思うのです。

ですから、例えば変えていきましょう、それでは最低賃金審議会の意見聞きましょうといっても、どうしますかと聞いても何も意見出てこないということは結構多いのですよね。ですから、対案として、今言ったような全部のところで標本かけます、30人未満でやりましょうと。そこの賃金の、例えば上昇率をはかりますとか、何を目的としてやっていきますというのは、はっきり打ち出して、それでいいかどうかという議論していかないと、多分進まないのではないかというのが1点です。

それからもう一つ、調査方法を変えると時系列の問題が出てくるということではありますが、しかし、ここで聞いているのは、平均賃金改定率というのを、どうやら聞いているようなので、去年の平均賃金と今年の平均賃金がどう変化があったのと、前回比較をそんなに厳密にやっているわけではなくて、事業所ごとの変化率を調査しているということですね。そうすると、あまり前回との比較というのを意識し過ぎなくてもよいのではないかと思うので。そういう意味では、しっかりと見直すべきときには見直した方がよいというのが言いたいことです。

それで、その上で言えば、今、私は手元にいただいている1-3の資料、これの別添の方にいろいろ公表値と再集計値というのが出ているのですが、これは、もしかしたら平均値を出すよりも、例えば中央値とか四分位値に注目をした方が、意味があるのかもしれないと思うのです。

そもそも 4,000 ぐらいの事業所を集計しているので、かなり標本誤差は、特に産業別に 見たら大きくなりやすいということを考えると、中央値とか分位値を見る方が安定的なの で、それを参考に判断したらどうですかというのを私は最低賃金審議会の委員の方々に提 案してあげたいぐらいの気分です。こちらの部会から、そういう提案するのは、少しおこ がましいのですが、そんな気がするので、そういうことを含めてプランを作っていかれた らいかがかと思いますが。

以上、意見です。

- ○永島総務省統計委員会担当室次長 ごめんなさい、事務局からですが。今御指摘の資料 1-3の真ん中辺の、ページ数はこれ必ずしも振っていないのですが、4枚目のところに 第3表というのがありまして、一応、四分位値は出ているようではあります。
- **〇川崎委員** ありますね。補足で申せば、それは結構、安定的なという感じがあったと。 集計方法変えてもということがあったので、そういうことを申しているということです。
- ○西郷部会長代理 すみません、ついでに。その第3表の四分位値も、やはり母集団の特定の部分しか調べていないというところでの中央値であり、四分位値であるので、これは解釈、かなり難しいですよね。中央値とか四分位値という、分布の真ん中辺のことを探ろうとしているのに、最初から分布の真ん中辺に位置しそうな市は調査対象から除外されて

いるという形になるので、これを出すことによって一体何が分かるのかなとなります。

また、これで3度目ぐらいになるわけですが、もし母集団全体の様子を探るということであれば、やはり川﨑委員がおっしゃったように、特定の市を最初から除外するということはせずに、全体を推計するのだということを前面に出して、そのように標本の設計というのを変えないといけないと思いますし、他方で、例えば1票の格差の様に最大値と最小値だけがとりあえず重要だということであれば、今の設計は、それほど捨てたものではないという形になるかもしれません。全部、何を統計上の調査の目的とするのかということに依存するような気もします。

ですので、川崎委員がおっしゃっているように、審議会の方に、もう少し具体的に、本 当に何が分かるとよいのでしょうかということを伺っていただいて、それで考え直すのが よいのかと私は思いました。

- ○河井部会長 ほか、いかがでしょう。西専門委員。
- ○西専門委員 すみません、私は7ページのところで伺いたいと思います。第1表から第3表については、賃金改定動向の大局観を把握することを目的で作成されているということで、トレンドの把握が目的ですというお話があったのですが、例えば、この大局観を把握することで、恐らく後続に何かの数字に直接的に影響を及ぼすような使われ方はないということなのかと解釈したのですが、どのような目的でこれを把握されているのかを確認させていただきたいと思いました。
- **○五百旗頭厚生労働省労働基準局賃金課長** この点につきましては、コアなデータとして 用いているのが第4表の労働者の賃金上昇率ということではあるのですが、事業所の状況 として、では、どのぐらいの事業所が賃金の引き上げを行えたのか、あるいは引き下げて しまったのかといったような、そういう周辺的な状況も総合的に勘案して、個別の労働者 の賃金がどれだけ上がったかというのと、その環境を総合的に勘案して、では今年の最低 賃金の引き上げの幅をどのぐらいにするべきかを議論しているということです。
- ○西専門委員 やはり引き上げ幅の検討に使われているということであれば、直接的に審議会にかけられる数値ではないというところかもしれないのですが、いずれにしても政策的に反映があり得る数値かと思いますので。復元推計を実施されると対策を書いていただいているのですが、その点は引き続きお願いしたいと思います。

先ほどから目的が何度も議論されているところですが、場合によっては目的の考え方から標本を再設計されるということで、このようなトレンドの把握がもし必要ないということであれば、逆にやらないということも一つの判断としてはあり得るかと思っております。一概に皆様の負担増やしたいということではないので、目的に照らして必要数がとれていて、サイドで単純にやっている業務というようなことであれば、場合によっては、やらないという判断にシフトされることも十分、合理的な判断としてはあり得ると思いました。後半の部分は感想になります。

- **〇河井部会長** ありがとうございます。ほかに。川﨑委員。
- 〇川崎委員 先ほどの資料1-3の中の統計表を見ながら考えているのですが。本体の資料1-1ですか、1の7ページのところに、第1表から第4表まで、こんな統計表がある

ということが書かれています。それと照らし合わせながら考えているのですが。第4表が一番大事な統計表だという御説明だったと思います。そうすると、ここはしっかりと復元推計もしているということで、それはそれで手続的にはよいのだろうと思うのですが。ただ、これはあくまでも平均の上昇率が出ているというのが第4表なのだろうと思うのです。そうすると、実は最低賃金をどうするべきかというのは、私はそれを決める立場に全くないのですが、やはり賃金上昇率がどれぐらいばらついているかという指標が、すごく大事だと思うので。だからこそ、この第3表のような分布の数字があるのだろうと思うのです。

ところが、例えば、この第4表を見ても、そもそも、それぞれどれぐらいの事業所が該当しているのかと、その事業所がどう分布しているかという情報が全くないです。これ、第1表から第4表まで、少なくとも、ここに載せている限りで見ると見当たらないので。第3表が辛うじて分布があるという状態なので、事業所の分布に関する統計を、もう少ししっかりとった方がよいのではないかと思うのです。

もう一つ具体的に言えば、第2表と第3表を比べながら見て気がついたのですが、第2表は、引き上げと引き下げの事業所を別々に集計しているということですね。そうすると、引き下げた事業所がどれぐらいあったのかというのは多分、最低賃金を考える上では相当大事ではないかと思うのですが、その情報が実は第2表については、その事業所数の分布がないので、本当に私が素人考えで賃金審議会の委員だったら、これってどれぐらいの引き下げをしたのですかと聞いてみたくなる情報です。そのあたりの情報は、出せるように集計でお持ちなのでしょうかというのを聞いてみたいというのが1点です。

そう考えると、第3表の方は多分、引き上げた事業所についての分位数が書いてあるのですが、引き下げたところまで含めた分位数かどうかというところがよく分からないので、こういう統計表を作るときに、どういう目的で、この分位表を作るのかとか、分布数を出すのかというのをよく考えて出されないと、ほとんど使えないか、誤解を生んでしまうような統計表になるのではないかを懸念するのですが、いかがでしょうか。

○宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任) 引き下げを実施した事業所の分布という形では、御指摘のとおり、集計はしておりません。ただ、引き下げを実施した事業所が全体にどれぐらいあるのかというところが、第1表のところで、何%というような形で、全体に占める引き下げ事業所の割合を、そういう形では出しております。

また、今お話しいただいたような、今後見直しに当たって、どのような数値を見るべきかというところは、いただいた御意見も参考にさせていただきながら、また検討してまいりたいと思っております。

〇河井部会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは私から、もう一つ質問なのですが。資料 1 - 1 の 10 ページに事案の概要が書いてありますが、そこの中で、母集団情報については平成 18 年の事業所・企業統計調査と計画では書かれたのだが、実態は平成 26 年の経済センサスを使っていたということで、これはよくあるというか、本当はあってはならないのですが、いい方にシフトしているということなので、ほかの調査でも結構見られた点ですが。ほかの調査時期も、よくほかの調査

でもこういう問題は起こっておりますが、一番この中で問題なのは、やはり公表の点だと思うのです。計画ではホームページで公表するとなっていたのが、調査結果を審議会で提出するのみと。ここが最大の問題で、やはり、どういう問題がある、どういう調査計画かということが公表されないのは一番問題なので、この点、今後、是非、必ずホームページで事態を公表すると。

かつ、先ほどの改定の状況とか協議会。5年に1回、協議会で調査の改定について議論するとか、審議会の中で意見があれば変更するとかというようなことをおっしゃられたのですが。そういった議論の過程というのが、やはり明示されるべきではないかと思うのですが。そうすることで、多くの人の目を通して、この調査がどういう調査をしているのかということが明らかになりますので、このような点についても、是非公表していただければと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○宮崎厚生労働省政策統括官付参事官付審査解析室統計専門官(賃金課併任) 今までの検討の経過のところになるのですが、目安制度のあり方に関する全員協議会という場で、この改定状況調査の調査設計についても今まで御議論いただいておりまして、そちら、議事録としては公表もしておりますので、今後、その場で議論されるとしたら、同じような取り扱いで情報公開ということにはなるかと思います。

〇河井部会長 川口専門委員。

○川口専門委員 私、実を言うと、最低賃金の勉強させていただいたことがあって、その 議事録というのを拝見したことあるのですが、やはり第4表の数字の出方がすごく大切な ので、少し調査設計を変えると数字の出方が変わるということで、それぞれの立場の方が、 それぞれの立場に立って主張をされているという印象がありまして。この調査設計をする 会議体と、政策決定をする会議体というものが一緒になってしまっていると、なかなか中 立的に、統計的に見て望ましい調査設計というのにつながりにくいようにも思っておりま して、その点は、ここで申し上げてどうなるか分からないですが、やはり検討課題として はあるのではないかと思いました。

〇河井部会長 すごい大きな問題だと思いますね。どうでしょう。その点で検討できる余地はあるのでしょうか。

〇五百旗頭厚生労働省労働基準局賃金課長 本調査につきましては、最低賃金の決定、改定に当たって必要な調査を行うということが第1の目的でありまして、そうしますと、審議会で議論するに際して、どのようなデータが必要なのかとか、そういったところから議論をした上で調査を実施していくということが非常に大事な点であると考えております。

したがいまして、この調査は、そうした政策を検討するに際して不可欠なデータということでやっているので、これまで中央最低賃金審議会の委員の皆様の御議論の中で決めてきたところであって、正直、今後につきましても、基本的にこの構造というのは踏襲していくべきものだと考えております。

ただ、説明の中でも申し上げましたように、これまでの議論において、私ども事務局を 含めて、特に事務局の問題でありますが、その統計的な手法に対する認識や能力の面にお いて非常に不十分であったということが今回に至った問題の根本であると認識しておりま すので、このようなところを改善することで、審議会の委員の皆様には、先ほどいただき ましたアドバイスなども踏まえてお示しをするということで、今、御提起いただいたよう な課題については対応させていただきたいと思っております。

- ○河井部会長 ありがとうございます。では、嶋﨑委員。
- ○嶋崎委員 今実施している体制について伺います。参考資料1-2の4ページで、都道府県労働局を挟まずに進めているということを報告いただきました。そのことは恐らく、都道府県労働局の負担は軽減されて、このタイトなスケジュールの中で、時間的節約にもなるのだと考えられますが、他方では、当然、本省の方の対応が大変きつくなります。この書面調査で拝見しますと、実質5年未満の方々お二人でこれを対応しているという報告されています。このあたりは、今年度は少し厚くしたのでしょうか。恐らく今後もこういう体制にせざるを得ないかと思いますので、そのあたりの人的資源の確保ですとか、教育等について何か今お考えのことがありましたら教えていただければと思います。
- **○五百旗頭厚生労働省労働基準局賃金課長** 令和元年の調査につきましては、これ全て本省の方で引き上げて実施するということにいたしておりますが、今年度につきましては、結果を出さなければいけないスケジュールが、もう目前に迫る中で、正直、このような体制でしかできなかったということです。

ただ、御指摘いただきましたように、では、これがサステナブルであるかという点は重々 認識をしておりまして、まずは当課におります職員、私を含めてですが、これ、厚生労働 省の中で統計調査に関する研修の機会も格段に増えておりまして、私も一度受講を、この 問題が出た後、しているのですが、そういった機会を積極的に活用していくということと ともに、今年度については、正直、人海戦術のところがありますので、省内で応援体制を 組んでいただいているところではあります。

来年度以降につきましては、もろもろの今後のやり方を整理した上で、アウトソースできるところがあれば、そういったものを活用するなど、実施体制については、しっかりと検討していく必要があると認識をしております。

- 〇嶋崎委員 ありがとうございます。
- ○河井部会長 ありがとうございます。ほかに何かありますか。よろしいですか。

それでは、最後にもう一つ残っております、資料の11ページの一斉点検以外で把握された課題に対する対応です。こちらに対して何か御意見とか御質問がありましたら、お願いいたします。11ページです。いかがでしょう。

- **〇川口専門委員** では、すみません。
- ○河井部会長 はい、どうぞ。
- **〇川口専門委員** 今後の対応の中で、民間事業者に基本的にはやってもらって、最後のこの集計のところですね。復元集計のところを厚生労働省の本省でやるという分担になっているのですが、ここの部分も民間事業者に委託してやってもらって、復元されたものを戻してもらうというのも選択肢としてはあり得ると思うのですが、こういう仕事の割り振りになっている理由は何かあるのでしょうか。
- **〇五百旗頭厚生労働省労働基準局賃金課長** できる限りアウトソースを活用するというの

は非常に合理的なやり方だと認識をしておりますが、他方で、中央最低賃金審議会に向けて、データの結果が見ながら、今年度の審議をどうしていこうかというような方針を考えるに際しては、かなり事細かに、今、仮の時点でもいいので、どんな状況かなどを見ながら検討する必要が正直ありまして、それをアウトソースすると、それを適宜出してくれとかというようなところが、どこまで機動的にできるかということを考えますと、現時点におきましては、奇しくも今回の対応を経たことで、再集計に必要な作業ファイル等も当課で用意をいたしましたので、まずは私どもの方で復元集計についてはやっていくということで考えております。

- 〇川口専門委員 分かりました。
- ○河井部会長 ほかにいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、もし何か追加で質問とかありましたら、また事務局に御連絡いただければ、 厚生労働省の方に、また質問というか、お送りすることもできますので、何かお気付きの 点がありましたら、そのときによろしくお願いいたします。

それでは、厚生労働省からのヒアリングは以上で終わりにさせていただきまして、次の 議論に移らせていただければと思います。

あと、これから皆様から御意見いただけるかもしれませんが、本部会としての取りまとめは、こちらで事務局をベースにして、後日、部会の方でお示しさせていただければと思います。

それでは、次の再発防止策です。前回、前々回とずっと議論してきましたが、前回の部会でお示しした再発防止策の案につきまして、特に御意見はありませんでしたので、本日は前回のものに資料編を付けたものです。少し分厚いものになっていますが、追加したものが示されております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○阿南総務省統計委員会担当室次長 資料2を御覧ください。ページでいくと13ページまでが再発防止策の本体になっていまして、先週まで見ていただいたものでありまして、ページをめくっていただくと資料編という目次を付けています。以下、付けておりますのは、基本的に部会で配布して議論していただいた資料ですが、まず、その資料編のページでいきますと、1ページ目が一斉点検の影響度の評価について整理した1枚の表です。2ページが、その基となっている影響度の区分の考え方です。3ページから7ページが基幹統計の一斉点検の結果、8ページから13ページが一般統計の一斉点検の結果です。14ページから27ページが基幹統計に関する書面調査の調査票の様式です。どのようなことを調べたのかというのが分かるように付けております。28ページから30ページが点検検証部会の議論の経過です。それから31ページ、最後に点検検証部会の構成員の名簿を付けております。

以上です。

〇河井部会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明及びこの資料につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは、大西

専門委員。

○大西専門委員 1点だけ、すみません。今の時点でのコメントは"何を今さら"感があると思いますが。今回のこの調査票もそうですが、調査票の構造がすごく複雑になっていたり、丁様式とか、丙様式とか、そうした様式類が今の時代に合わなくなっていることが結果データの取り扱いを誤らせる原因になっています。結果的に、それでプログラムが複雑化して、n対mで調査明細データを紐付けるといった難しい判断処理が必要になってしまったり、プログラム側でそれを吸収するのに、すごく複雑な作りになってしまったりなどの原因になりますので、調査票自体の不断の見直しが必要です。継続性の重要さという点も当然ながらありますが、やはり、そこの見直しの必要性に触れておいた方が良いと。プログラムの複雑化を生むのは、この調査票をシステムに落とそうとするときの問題に色濃く起因しているなという実感がありまして、今さらですが、本文にどこかに触れた方がよいかと、少し前回、前々回と感じましたので、意見として、事務局の方に御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

入れております。

〇永島総務省統計委員会担当室次長 すみません。前の回で川崎委員からも類似の御指摘をいただいていて、一部反映をしているつもりなのですが。いろいろ書いていたので、どこに書いたか、だんだん分からなくなってきているのですが、8ページです。

改善策というところの2つ目のポチのところですが、その中の2段落目でしょうか。再 発防止策の検討では、発生原因の分析結果を調査設計等にフィードバックしてということ で、調査の設計の方を見直すのだということを一応入れております。

- ○大西専門委員 この調査票や記載要領の見直しというのが、まさにそういうことですね。○永島総務省統計委員会担当室次長 そうですね。括弧書きの中でも、さらに例示として
- **○大西専門委員** はい、分かりました。これが結構きいてくるなという実感もありますの で。ありがとうございます。
- **○永島総務省統計委員会担当室次長** また、プログラムミスの関係は今後また深掘りの審査の中で出てまいりますので、そこでまた御知見いただいて、この後の報告の中身で、更に具体化をしていけばと思っております。
- **〇大西専門委員** 分かりました。ありがとうございます。
- ○柴沼総務省統計委員会担当室次長 併せて補足いたしますと、先ほど大西専門委員がおっしゃったような点、前回の御議論でも御指摘いただきましたので、またその中身を、秋に向けて報告書としてどのように書くかということを取りまとめ、用意しておりますので、その御審議という形で反映が最終的にはされていくと思いますので、御承知おきいただけばと存じます。
- **〇大西専門委員** ありがとうございます。
- ○河井部会長 ありがとうございます。川﨑委員。
- **〇川崎委員** 特に全体として、この中身について意見があるわけではないのですが。むしる、これを世に出すときの見せ方という趣旨ですが。確か以前、篠専門委員からも御指摘

があったと思うのですが、あまり長い文章だと人は読まないもので、チェックリストの様なものがあればよいのではないかということをおっしゃっていたものですから、何かこれも、例えば改善策と書いてあるところだけでも、短い文章にして一覧表にするとか、何か1枚紙で見えるぐらいに整理をしてみてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。そういうものがあった方が多分、全部を読むよりもアクションにつながりやすいということで。要するに、各省の統計の担当の方にリマインドするポイントというのを整理したらどうかと思います。あるいはポンチ絵の様なものを作るというのもありかもしれないですが、あまりにぎやかなポンチ絵を作ると、かえって分かりにくくなるので、簡単なリストがよいかなと私は思っているのですが。

- ○河井部会長 はい。
- ○嶋崎委員 それに加えてですが、本文の階層構造がかなり複雑になっています。最初に 目次というか、構成を示していただけると理解の助けとなります。可能であれば、それを 加えていただきたいと思います。
- ○河井部会長 分かりました。
- ○嶋崎委員 あるいは改善策の部分だけ四角で囲むとか。
- ○河井部会長 ああ、そうですね。
- 〇嶋崎委員 現状では、下位カテゴリー内にも改善策があって、その部分が少しわかりに くくなっています。せっかくですので、なるべく伝わりやすい形にするとよいと思います。 改善策の部分は四角囲みにするというのは有効だと思います。
- ○河井部会長 そうすると、見やすいかもしれませんね。
- 〇嶋﨑委員 はい。
- ○河井部会長 ありがとうございます。ほか何かありますか。

それでは、ここで皆様に決めていただいた案が、次の統計委員会でお示しされるという 形になりますが。今いただいた御意見を反映して。

- **○阿南総務省統計委員会担当室次長** 部会長に相談して、見栄えなどを少し工夫させていただいて、決定そのもので反映するものと、それから概要にして、少し別の紙作るものと、両方あるかもしれません。部会長に相談して工夫させていただきたいと思います。
- ○河井部会長 はい。ありがとうございます。よろしいですか。ほかに何か。

では、何度もやっているので、本議案の審議はここで終了とさせていただきたいと思います。

ですので、第1次再発防止策につきましては、今お配りしているものに若干の修正を加えたものを部会の決定としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河井部会長 ありがとうございます。それでは、本部会の再発防止策を次回の統計委員 会で報告させていただきます。

前回の部会で説明したとおりですが、再発防止策は最終的に統計委員会の決定となる予定ですので、その際に、この最初のところに統計委員会のコメントが記載されることになりますので、その点、御承知おきいただければと思います。

それでは、以上で審議は終了いたしましたので、次回の日程につきまして、事務局から 説明をお願いいたします。

- **○永島総務省統計委員会担当室次長** 次回は来月になります。7月19日の金曜日。ずっと 木曜日が続いておりましたが、今度は金曜日に開催させていただきます。詳細については、 また改めて御連絡をいたします。
- **○河井部会長** ありがとうございました。本日はこれまでといたしますので、どうも暑い中、御協力ありがとうございました。